

災害拠点病院の新規指定について

災害拠点病院の新規指定について

● 1 災害拠点病院とは

○災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、DMAT（災害派遣医療チーム）等の受入れ・派遣機能、患者等の受入れ及び搬送を行う広域医療搬送への対応機能等を有する病院。

● 2 災害拠点病院の新規指定に係る意向調査の経緯

○複数の医療機関から災害拠点病院の新規指定について問合せがあったことを踏まえ、平成30年度（2018年度）に実施した災害拠点病院の新規指定意向調査の調査対象施設を中心に、各保健所への意見照会を実施の上、以下7施設を対象に令和5年度に意向調査を実施。

《調査対象施設》

熊本機能病院、公立多良木病院、熊本市民病院、熊本大学病院、熊本中央病院、リハビリテーションセンター熊本回生会病院、谷田病院

● 3 意向調査結果（令和6年1月11日取りまとめ）

病院名	新規指定の希望	希望時期	希望理由
熊本機能病院	無	-	-
熊本市民病院	有	記載なし	政令市の病院として、また、熊本地震の経験を災害医療体制の中で活かす使命があると考えため
熊本大学病院	有	記載なし	本院が有する災害医療への備え（病棟の免震構造、ライフラインの確保、DMAT保有など）を活用して熊本県の災害料体制の強化に貢献したいため
熊本中央病院	有	記載なし	熊本地震の際にも、傷病者の受入れや診療機能を停止した医療機関からの患者受入れ等の対応を行ったが、今後発生する災害時において、より一層の貢献を果たすため
公立多良木病院	有	記載なし	上中球磨地域には災害拠点病院がなく、当院が災害拠点病院となることで地域の中核病院としての使命を果たす必要がある。令和2年7月豪雨や熊本地震では多数の患者受け入れを行っており、災害拠点病院となることで体制整備、機能強化を進めたい
リハビリテーションセンター熊本回生会病院	無	-	-
谷田病院	無	-	-

災害拠点病院の新規指定について

4 災害拠点病院の指定要件充足状況

概ね要件を充足している熊本市内の3病院に現地ヒアリングを実施。指定要件充足状況は以下のとおり（R6.3月時点）

- ・熊本大学病院：指定要件全て充足
- ・熊本市民病院：3項目未充足
【未充足項目】①衛星電話・衛星回線インターネットの保有
②自己完結型資機材の保有
③地域の二次医療機関・関係団体との定期的な訓練実施
- ・熊本中央病院：指定要件5項目未充足
【未充足項目】①DMATチームの保有
②衛星回線インターネットの保有
③自己完結型資機材の保有
④食料に係る優先供給協定
⑤DMATや医療チーム派遣用の緊急車両の保有

指定要件未充足の進捗状況（令和6年9月時点）

- ⇒令和6年度中に整備予定
- ⇒令和7年1月中に整備予定
- ⇒令和6年度熊本市震災対処訓練に参加予定
- ⇒令和7年2月にDMAT研修受講予定
- ⇒令和6年12月に整備予定
- ⇒令和7年3月に整備予定
- ⇒令和6年12月に協定締結予定
- ⇒令和7年3月に整備予定

※ ハザードマップ上0.5m～3mの浸水有り。対策として病院建物を1m嵩上げ・土嚢対策有り。ただし、施設周辺道路が冠水するため追加の対策の検討が必要。なお、ヘリポートが敷地内になく、最寄りのランデブーポイントは車で10分程度の位置にある。

当該課題については、熊本市と協議を行い短期的には病院周辺の排水路の掘削工事及び下流にある排水機場の運用見直しによる排水能力向上を実施、長期的には地下貯留管の整備による抜本的な対策を実施予定。また、周辺道路に浸水センサおよび浸水標尺を設置し、通行可否の判断が迅速に可能となった。

5 災害拠点病院新規指定意向調査結果等の報告（書面報告：令和6年3月25日）

- ◆熊本県救急・災害医療提供体制検討委員会委員宛てに上記「災害拠点病院意向調査結果等」（令和6年3月時点）を書面にて報告
- ◆委員からの意見

- 新規指定に関して、充足していない項目に関していつまでに満たすことが指定条件になるのか等は明確にする必要がある。
- 災害拠点病院の新規指定が県全体の救急・災害医療提供体制の強化となればよい。

災害拠点病院の新規指定について

6 今後のスケジュール（案）

令和6年9月30日
令和6年10月以降

熊本市救急災害医療協議会

熊本市保健所（管轄保健所）より、上記協議会を踏まえた新規指定の必要性等について県に報告

令和7年1月頃

指定要件の充足状況確認

令和7年2月頃

第2回熊本県救急・災害医療提供体制検討委員会

令和7年3月頃

災害拠点病院の新規指定

7 熊本市救急災害医療協議会での協議事項

- 災害拠点病院の新規指定の際は、地域の実情に応じた医療体制の充実を図る観点から、新規の災害拠点病院が担う役割や求められる機能について二次医療圏域で整理する必要がある。
- そのため、本協議会において、2次医療圏域における新規の災害拠点病院が担う役割や求められる機能について御協議いただきたい。

合意形成を行う項目（例）

①地理的必要性

- ・災害時の地理的特性や人口規模を踏まえた上での必要性等

②災害時の救急医療提供体制における必要性

- ・災害時の被害想定や救急対応能力、診療科等を踏まえた上での役割分担等

③EMIS支援や災害時の病院連携上の必要性

- ・EMIS登録病院への支援や医療機関間の連携・調整を踏まえた上での必要性等

(参考) 災害拠点病院の整備状況について



基幹災害拠点病院とは、地域災害拠点病院の機能、県全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能を有し、県が指定した病院のこと。

→**県内に 1 病院 (熊本赤十字病院)**

地域災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入機能、DMAT等の受入れ・派遣機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能を有し、県が指定した病院のこと。

→**県内に 14 病院**